# 平成26年9月 教育委員会定例会会議録

開会の日時
平成26年9月11日(木) 午後4時00分

# 2 出席委員

齋 藤 道 子 委員長

森 武 洋 委員長職務代理者

三 浦 溥太郎 委 員

荒 川 由美子 委 員

青木克明 委員(教育長)

# 3 出席説明員

教育総務部長 大川原 日出夫 教育総務部総務課長 大 川 佳 久 教育総務部教育政策担当課長 菱沼 孝 教育総務部生涯学習課長 俊 行 野間 教育総務部教職員課長 栗原 裕 教育総務部学校管理課長 智 菅 野 学校教育部長 英 仁 小田部 学校教育部教育指導課長 正 丸 瀨 学校教育部支援教育課長 三 浦 昭 夫 学校教育部学校保健課長 孝 牛 藤井 三橋 学校教育部スポーツ課長 政 義 中央図書館長 小 貫 朗子 博物館運営課長 稲 森 但 美術館運営課長 佐々木 暢行 教育研究所長 市川敦義

### 4 傍聴人 0名

- 5 議題及び議事の大要
- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に森武委員を指名した。
- 日程第3、日程第4は人事案件であるため秘密会とすることを提案、「総 員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

### ○ 教育長報告

前回の定例会から本日までの報告事項

# (質問なし)

日程第1 議案第40号『平成27年度横須賀市立ろう学校幼稚部及び高等部普 通科の幼児及び生徒募集要項制定について』

委員長 議題とすることを宣言

## (支援教育課長)

議案第40号 「平成27年度横須賀市立ろう学校幼稚部及び高等部普通科の幼児及び生徒募集要項制定について」ご説明いたします。

本議案は、ろう学校幼稚部及び高等部普通科の平成27年度の幼児及び生徒の 募集について定めるものであります。

3ページをご覧下さい。最初に幼稚部の志願の資格ですが、記載の(1)から(3)のすべてに該当する方が対象になります。募集人員は10名です。募集期間は平成27年1月8日(木)から1月15日(木)までの午前9時から午後4時までとなっています。必ず事前に学校見学及び教育相談を受けていただくことになります。提出書類は、入学志願票です。面接の日時ですが、2月5日(木)になります。内容については本人の行動観察と保護者面接であり、入学決定者の発表はその場で保護者に直接お伝えします。新入学保護者説明会を2月13日(金)の午前10時から行います。

次に高等部普通科ですが、志願の資格は記載の(1)から(3)のすべてに 該当する方が対象になります。

次に、4ページをご覧ください。募集人員は8名です。募集期間は幼稚部と同様、平成27年1月8日(木)から1月15日(木)までの午前9時から午後4時までで、やはり、必ず事前に学校見学及び教育相談を受けていただくことになります。提出書類は、「神奈川県公立高等学校入学願書(全日制の課程)」及び調査書、面接シートです。選抜の方法は学力検査と、本人及び保護者との

面接で、日時は1月27日(火)の午前8時50分からになります。7.学力検査教科及び時間割については記載のとおりです。

続きまして、合格者の発表と入学手続きですが、2月6日(金)の午後1時にろう学校の事務室で合格通知を手渡しいたします。その後、2月13日(金)の午前10時までに所定の手続きをしていただきます。新入学保護者説明会は、2月13日(金)午前10時からになります。問い合わせ先を記載のとおり、ろう学校としてあります。

以上で、議案第40号「平成27年度横須賀市立ろう学校幼稚部及び高等部普通 科の幼児及び生徒募集要項制定について」のご説明を終わります。ご審議よろ しくお願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第40号は、「総員挙手」をもって、原案 どおり可決・確定する。

日程第2 議案第41号『平成27年度横須賀市立幼稚園の園児募集要項制定に ついて』

委員長 議題とすることを宣言

### (教育指導課長)

議案第41号 「平成27年度横須賀市立幼稚園の園児募集要項制定について」 ご説明いたします。

本議案は、諏訪・大楠両幼稚園の平成27年度の園児募集について定めるものです。

3ページ(諏訪)・5ページ(大楠) 1をご覧下さい。

最初に募集人員ですが、両園とも2年保育で、諏訪幼稚園は25名、大楠幼稚園は35名です。入園資格は、ともに、「市内に住所を有し、平成22年4月2日から平成23年4月1日までに生まれた者」です。

次に、志願票受付等について、2をご覧ください。両園とも、募集人員以外は同一内容でございます。11月4日(火)から11月11日(火)まで入園志願票を受け付け、受付時間は、午前9時から午後4時までです。

3をご覧ください。選考方法等です。受け付け締め切りの翌日12日(水)に全体説明、定員を超えた場合には抽選をおこない入園予定者を決め、保護者、児童との面接を実施します。なお、入園予定者につきましては、翌日の説明会に欠席するなど辞退の申し出をしない限り、入園決定者となります。

4ページ(諏訪)・6ページ(大楠)、4・5をご覧ください。13日(木)に入園決定者の発表と説明会を行います。

平成27年度入園児の入園料は8,000円、保育料は、年額132,000円になります。 以上で 議案第41号「平成27年度横須賀市立幼稚園の園児募集要項制定について」のご説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第41号は、「総員挙手」をもって、原案 どおり可決・確定する。

# 委員長 報告事項の聴取を宣言

報告事項(1)『平成26年度全国学力・学習状況調査の結果の概要(案) について』

## (教育政策担当課長)

それでは、「平成26年度全国学力・学習状況調査の結果の概要(案)について」説明いたします。

平成26年度の全国学力・学習状況調査の横須賀市全体の結果の概要について ご説明させていただきます。

平成26年4月22日に、小学校6年生・中学校3年生を対象にして、全国学力・学習状況調査が実施されました。国語・算数(数学)・質問紙調査が行われ、資料は、その市全体の結果の概要をまとめたものです。

2ページをお開きください。

小学校の教科別平均正答率とともに、各教科の概要をのせてありあります。 平均正答率につきましては、昨年より若干、全国の平均正答率との差が縮まり ましたが、依然、厳しい状況にあります。各教科の概要については、国語・算 数ともに、A問題である「主として知識に関する問題」を中心に課題があり、 身に付けておかなければならないことがらの定着が不十分な児童の割合の多い ことがうかがえます。

次のページに、児童質問紙調査の結果の概要をのせてあります。昨年度と大きな変化はありませんが、1日あたりの読書時間については、30分以上読書をしていると答えた児童の割合が若干増えています。

次に、中学校の結果についてご説明します。

中学校については、昨年同様、全国の平均正答率と大きな差は見られませんが、国語Bと数学Aが昨年より全国との差が大きくなっています。

各教科の概要については、資料のとおりですが、B問題である「主として活用に関する問題」を中心に、今後も改善に向けた取組が必要です。

生徒質問紙調査の結果の概要については、小学校と同様、昨年度と大きな変化はありませんが、1日あたりのテレビ・ビデオ等の視聴時間や、テレビやスマートフォン等を利用したゲームの時間が、1時間以上であるとの回答が増えています。

最後に、今後の取組として、学校での取組、家庭での取組、教育委員会の取組をのせてあります。

お手元の資料は、まだ案の段階ですが、これと同様の形式のものを、後日、 横須賀市教育委員会のホームページに掲載いたします。

今後、さらに詳しい分析を行い、指導改善資料を作成し、学校で活用していただく予定でおります。

以上で報告を終わります。

# (森武委員)

1点質問させていただきたいのですけれども、最後のところで述べられた今後の取り組みということで、学校での取り組み、家庭での取り組みを今おっしゃったと思うのですけれども、これはホームページですけれども、ホームページ自体を小中学校の児童・生徒をお持ちの保護者に、どういう形でアピールというかアナウンスするのでしょうか。

### (教育指導課長)

結果については各学校、今周知しているところでございますけれども、またその中で、こういったところに載っているということを、学校を通じて話をしていただくようにしていくつもりでございます。

### (森武委員)

学校での取り組みというのは、もしかすると市教育委員会の立場を市民の方に知らせるという意味だと思うのですけれども、ご家庭でお願いしたいことというのは、家庭に届かないとやはり意味がないことだと思いますので、この内容を確実に、学校を通してでいいと思うので伝えられるように工夫していただければと思います。何かご予定はあるのでしょうか。

### (学校教育部長)

直接校長が出している学校便りや、学年・学級通信等に、この家庭での取り 組みを積極的に記載するように指導していきたいと思います。

### (荒川委員)

私も森武委員と同じところで、ちょっと意見を言わせていただこうと思います。この家庭での取り組みなどは、もうちょっと具体的に書いたほうがいいのかなと思います。本当にこの2つの文章を読んで、家庭では何をすればいいのかというところがわからないと思います。引き続き、早寝・早起き・朝ごはんとか生活習慣にかかわるようなことや、例えばゲームやスマートフォンなんかについても、午後9時にはやめるようにご家庭でもというように、押しつけるような形ではなく、家庭教育としての視点をおうちの方に知っていただくように、具体的な投げかけというのがもうちょっとあればいいのかなと思いました。ぜひお願いしたいと思います。

# (学校教育部長)

先ほどのような手段をとりまして、より具体的に家庭の保護者の方たちにも、 子ども自身にもそうですけれども、伝わるように工夫していただくように、学 校のほうには指導したいと思います。

## (齋藤委員長)

小学校の国語の教科概要のところでは、課題がこういうふうに列挙されているのですが、ほかの小学校算数とか中学校の場合には、こういう点はおおむね理解しているよという点が書いてあります。小学校の国語は、そういう点はどうなのでしょうか。何か課題はいろいろ、漢字に難があるとか、故事成語がどうのとかあるのですけれども、こういう点は理解していますということが特にないのは何かあるのでしょうか。

### (教育指導課長)

申し訳ありません。確かにこの記載の中では課題ばかり挙げられて、これができていますというような記載ができていないのですけれども、ただ、いろいろな質問紙等の相関関係から、読書量が多い子どもについては、こういう国語の力についてはついているという読み取りもできますので、そういうようなことにつきまして、各学校訪問をこれから16日から指導主事が行う中で、学校にそういう投げかけをして、また、先ほど部長が申し上げたような形で周知を図っていくという形をとらせていただきたいと思います。

### (齋藤委員長)

そうすると、ホームページに出す案としては、差し当たり現行のまま出すと

いうことでございますか。つまり国語については、これだけ見ると、国語については余りプラスがないのかなと思ってしまうかもしれないのですが。

## (学校教育部長)

今、委員長ご指摘のように、子どもたちにとって結果的に芳しくない結果だと。でもその中でも、子どもたちなりに伸びている部分というのはやはり評価してあげたいという思いもありますので、そこの小学校の国語の部分に良好な部分が記載されていないというところ、ちょっと検討させていただいてよろしいですか。

## (齋藤委員長)

何か悪い点ばかりみたいになってしまうので、できればそうお願いしたいと 思います。

それから、3ページ目でしょうか。小学校、中学校両方なのですけれども、いじめに対して、否定的回答がどうも神奈川県や全国調査よりも若干、残念なことに多いということについては、どういうふうに捉えていらっしゃるのでしょうか。

# (支援教育課長)

これは、いじめは許されない行為であるということを掲載した条例をつくったにもかかわらず、大多数の子どもはいけないというふうには言っておるわけなのですが、やはり全国、神奈川の状況と比べますとまだそこが弱いということは、この数値から明らかでございますので、その部分につきましては、各学校で、条例もつくりましたのでそのことも生かしながら、ぜひ各学校でのいじめが起きない、そしてそれは絶対にいけないことなのだということを強く指導しながら、この数値が次年度以降改善されることを願って進めたいと考えております。

### (齋藤委員長)

条例をつくれば、それでそのように思うようになるかというと、問題は、横 須賀に特有の何か、理由というのも変ですがそういうものがあるのかどうかと いうことかなという気もするのです。ですから、条例はつくってそれをどんど んうまく活用していっていただくことは必要なのですけれども、条例をつくっ ただけではなくて、やはりほかにも何か理由があるのだろうかということはち ょっとお考えいただいたほうがいいと思いますので、ぜひその辺もお考えいた だければと思います。

# 報告事項(2)『全国・関東大会結果報告について』

## (スポーツ課長)

スポーツ課から、全国・関東スポーツ大会の出場選手の結果報告をさせてい ただきます。

本課で把握することができる中学校及び市立横須賀総合高等学校の結果について、資料にお示ししてございます。

資料の1ページに、中学校の全国大会の結果を記載してございます。剣道男子個人戦で、神明中学校の貝塚 脩悟(かいづか しゅうご)選手がベスト8まで進出するなど、好成績を収めました。

2ページから4ページにかけましては、関東大会の結果を載せてございます。 また、今年度は、バレーボール、バスケットボールなど、団体競技の出場が 多かったほか、陸上男子3年100mで、神明中学校の黒木 心貴(くろき もと き)選手が見事優勝を果たすなど、多くの選手・チームが好成績を収めており ます。

そして5ページには、市立横須賀総合高等学校の全国大会出場結果について お示ししました。全日制では、陸上競技とアーチェリーの2競技でインターハ イに出場しました。

また、横須賀総合高校では、定時制においても運動部活動が大変盛んであり、 今年は陸上競技で全国出場を果たしております。

スポーツ課からの報告は以上でございます。

## (質問なし)

報告事項(3)『特別展示「開館60周年記念展」 第Ⅱ部 ヨコスカ50s について』

### (博物館運営課長)

横須賀市自然・人文博物館は、今年、開館60周年を迎えています。

これを記念した特別展示の第Ⅱ部「ヨコスカ フィフティーズ」を、開催いたします。

会期は、9月20日から11月30日まで、休館日を除いて、開館日数は62日間です。

展示内容は、博物館が開館した1950年代を中心した写真や地図、パンフレッ

ト、生活用品などから、復興してゆく横須賀の姿を、当時の街や人々の暮らしを紹介するもので、主な展示資料といたしましては、初公開となります、米軍報道写真官であったデュトロ・ブロックソンが撮影した、1950年代としては貴重なカラー写真 約50点、アメリカ公文書館が所蔵している、終戦直後の米軍上陸から天皇行幸など、昭和20年から30年のかけてのモノクロ写真、昭和28年のペリー来航100周年記念祭り開催時に、市長が着ていたハッピ、手ぬぐいなど、また、チラシの裏面下段の写真を掲載しております、市内浦郷町で1950年代後半に生産されたレジスターや、当時の生活用品などでございます。

なお、会期中の9月20日と10月19日には、当館の学芸員が、詳しく解説する イベントも用意しています。

以上で、博物館特別展示に関する報告を終わります。

# (森武委員)

1点お聞きしたいのですけれども、内容の1番のところで、今回初公開ということで写真がというのがあるのですけれども、これは博物館のほうで所蔵されているということでよろしいでしょうか。

## (博物館運営課長)

そのとおりでございます。

### 報告事項(4)『市立幼稚園の今後の在り方について』

## (教育指導課長)

報告事項(4)「市立幼稚園の今後の在り方について」、ご報告をさせていただきます。

1に、現在の状況でございますが、本市には諏訪、大楠2園の市立幼稚園があり、2園の園児定数は合計120名ですが、ここ10年間定数に達したことはございません。それは5月1日現在の調査でございます。

少子化の進行に伴いまして、就園児の全体的な減少が続き、市立幼稚園への 入園志願者も減少する傾向にあり、平成26年度の入園児は諏訪幼稚園で定員25 名に対し18名、大楠幼稚園で定員35名に対し23名という状況です。全体の子ど もの数が減少していく中、今後もこのような状態が続くことが予想されます。

そうした中、今回、横須賀市の施設配置適正化計画案の中に2園の廃園について記載がなされ、その検討が行われることになりました。教育委員会事務局といたしましても、今後の本市の社会状況を踏まえ、さまざまな観点から廃園

について検討を進めていくこととしました。

2としまして、今後の方向性でございますが、今後は施設配置適正化計画の 進行状況を参考にしながら、2園の今まで培った教育ノウハウ等を引き継ぎ生 かし、本市全体の幼児教育の振興を図ること等、市民の方のご理解が得られる ような取り組みを進める努力をしていきたいと考えております。

3に、具体的なスケジュールといたしまして、施設配置適正化計画及び教育委員会での廃園の意思決定がなされた後、3年をめどに廃園をする予定です。 廃園年には、就園児が5歳児のみの状況となるため、該当園児の募集年にはその旨を伝える必要があります。平成27年度園児募集については通常どおり行うため、最短で翌平成28年度園児募集の際に廃園を前提とした募集をすることになります。したがいまして、一番早くともこの平成28年度入園児が卒園する平成30年3月末までは廃園はできません。

以上で報告を終わらせていただきます。

# (森武委員)

2番の今後の方向性なのですけれども、1行目の終わりのところから、「2 園の今まで培った教育ノウハウ等を引き継ぎ生かし、本市全体の幼児教育の振 興を図ること」とかあるのですけれども、これは具体的にはどういうことを考 えられているのでしょうか。

### (教育指導課長)

幼児教育の大切さというのは市民の方が期待しているところでございますので、こども育成部の今後の幼保連携等その方向性と連動しながら、幼児教育について幼稚園教育の部分を、また今までの取り組み等を生かしながら、例えば幼小連携のあり方等その辺のところを、全体の幼稚園の教育課程研究会等、私立の幼稚園の集まる部分等でもそういうノウハウを伝えながらやっていきたいというふうに考えております。

#### (森武委員)

そうしますと、今おっしゃったことを私なりに整理しますと、市立幼稚園 2 園あるので、これまでそこで培ったものを教育委員会としてきっちりと蓄積して、それを幼児教育等の研究会等で、私立幼稚園との連携等に生かしていくと、そういう理解でよろしいわけでしょうか。

### (教育指導課長)

おっしゃるとおりでございます。

## (森武委員)

スケジュールなのですけれども、具体的には意思決定がなされた後、3年後をめどということですけれども、今後意思決定はどのようなプロセスで行われる予定なのでしょうか。

## (教育指導課長)

施設適正化のこの計画が固まったところで、またここで教育委員の皆様に諮っていただくことと思っております。

# (青木教育長)

本報告をご了解いただけたら、あとはこの教育委員会の意思決定だというふうに捉えて、本日の教育委員会で決定したということで一応進めさせていただくというふうに思っております。

## (森武委員)

そうしますと、今日の報告で特に我々の中で反対が出なければ、まず意思決定ができたということになるでしょうか。それであとは、関係者のところに説明をして具体的に進めていくという理解でよろしいわけでしょうか。

### (学校教育部長)

あと、適正化計画のほうが恐らく今回は案として出されて報告されていますけれども、実際に決定するのがパブリックコメントなどをやった後に決定という形になりますので、それを受けて具体的な計画案をお示ししていく形になっていくと思います。

### (青木教育長)

部長、課長のまとめを、若干ニュアンスが違う感じで指導しなければならないのですけれども。

施設配置適正化計画というのは、市議会に初めて財政部主管で提案しております。中身は全ブロックにわたっているわけですけれども、教育委員会所管部分のこの2園につきましては、期間が3つに分かれていて、最短、一番短いのは10年という期間に組み込まれております。ですから、10年という中で、私どもは今日、もしご理解いただければ10年以内にはということで、それを事務的には3年をめどに。もちろん地元のご理解等もありますので、そこで必ずというお約束はもちろんできませんけれども、そこをめどにやっていきたい。

ですから、これは施設配置適正化計画の10年だということは、否定されるかどうかとは別に、教育的配慮で、もう2園については使命を果たしたという思いもありますので、進めさせていただきたいというふうに思っております。

## (齋藤委員長)

幼児教育に関しては法律が変わったりして、現行の市立幼稚園をこのまま存続させるのはちょっと無理であるということで、そういう方向性で廃園はやむを得ないと私自身は思うのですが、あとは廃園をするというときにそこに向かう過程で、いかに丁寧に関係者の方々に納得していただけるような説明をきちんとしていくかということだと思うのです。ですから、その辺については慎重にぜひお願いしたいと思います。

# (三浦委員)

この文の中に、先ほどの法律が変わった、そういう項目が全然入っていないように見えるのですけれども。やっぱりそれ、かなり大きなウェートを占めますよね。存続することそのものが不可能だといったのは、かなり建物の大きさとかそういうのが。それが全然ここには入っていない、「現在の状況」あるいは「今後の方向性」には。どうなのですか。

### (教育指導課長)

申し訳ありません。前回の臨時会のときに、このときは据え置きのお話をさせていただいた中で、27年度4月1日に法改正によっていろいろ変わっていく中で、もう新しい制度に乗っかることは難しいということと、対応を視野に入れた中での1万1,000円の継続ということでのお話をさせていただいたもので、この中にその文言が載っていなかったことについては申しわけなかったと思います。すみません。

### (森武委員)

今の三浦委員のご指摘のとおり、私もその27年の法改正に基づけば、一方で施設配置適正化計画は10年以内という話ですけれども、それが正式に決まったとしても、なるべく短くしてやめるのか、あるいは10年以内にやめるのかという選択肢がある中で、そういう法律の改正もあるので、関係者にご理解いただけたらなるべく早くするということだと思うので、それについては賛成ですので、あとはどうやって理解を得られるかということだと思いますので、よろしくお願いいたします。

# 報告事項(5)『公文書部分公開決定に対する審査請求について』

## (学校保健課長)

それでは、報告事項 5 「公文書部分公開決定に対する審査請求について」を ご説明いたします。

本件は、平成26年6月20日付け横教保第29号での審査請求人に対する公文書部分公開決定処分に対する審査請求、不服申立てであります。

この公文書部分公開決定処分は、学校名、年組を非公開としたものですが、 校種にかかる部分について、これを公開した場合、校種によっては紛失のあっ た学校又は幼稚園を特定することができ、特定の個人が識別され若しくは識別 され得るものとなり、個人の権利利益を害するおそれがあることと判断し、校 種にかかる部分を公開しないと決定したものです。

審査請求の趣旨は、非公開部分の公開を求めるものであります。

審査請求をする理由は、平成26年5月30日に報道機関に対して発表した『委託事業者によるぎょう虫卵検査の検体紛失』について、平成26年6月13日に市立学校の校種の公開を求め市長への報告メモの公文書公開請求を行ったところ、学校を特定されるおそれがあるなどの理由で校種に関わる部分が黒く塗られ、校種が公開されなかったため、これの公開を求めるというものであります。

審査請求があったのは、平成26年8月18日であります。

本件審査請求は、行政不服審査法第15条の規定による審査請求書の記載事項 を満たしており、同法第14条の規定による審査請求期間内に提起されているこ とから、審査請求の要件を満たしています。

従いまして、情報公開条例第17条の規定に基づき、当該公文書の全部を公開することとしないときは、遅滞なく横須賀市情報審査会に諮問しなければなりません。

以上で、報告事項(5)「公文書部分公開決定に対する審査請求について」 の説明を終わらせていただきます。

# (齋藤委員長)

ただいまご説明いただきました報告事項5につきまして、委員の皆様方にお 諮りをいたします。報告事項5の聴取・協議に当たり、学校保健課係長の出席 についてご異議はないでしょうか。よろしいでしょうか。

### (各委員)

異議なし

### 学校保健課係長が入場

### (齋藤委員長)

先ほど、学校保健課長から説明のありましたこの件につきまして、何かご質問がありましたらお願いをいたします。

### (三浦委員)

先ほどご説明がありましたけれども、もう一度、全部公開した場合に、学校 名がわかって、クラスがわかって、その場合に具体的にどのような障害が起き るとお考えでしょうか。

### (学校保健課長)

学校名ですとかクラス等が公開になった場合には、そのクラスのそのものであるということが、個人が識別できる状態になってしまうということで、情報公開条例では個人が識別できるようなものは公開しないというふうにうたわれておりますので、その条例に反する結果になってしまうというふうに考えております。

### (齋藤委員長)

それでは、この後の進行について、事務局から説明をしていただきたいと思います。

## (総務課長)

報告事項(5)「公文書部分公開決定に対する審査請求について」は、6月20日付けの公文書部分公開決定に対し、教育委員会に対して非公開部分の公開を求める審査請求でございます。

行政不服審査法に基づく不服申し立てに対する決定または裁決をすべき実施 機関は教育委員会になり、教育長に委任する事務等に関する規則第2条17号で、 不服申し立ては教育長に委任する事項ではありませんので、審査請求に係る審 議は教育委員会で行うこととなります。

これより、公文書部分公開決定に対する審査請求について、当該公文書を公開することの適否について、協議をお願いいたします。

協議の結果、教育委員会において「当該公文書の非公開部分の全部を公開する」と決定された場合、横須賀市情報公開審査会に諮問する必要がなくなります。10月24日に開催いたします教育委員会定例会で、審査請求を容認する「裁

決書」をご審議いただき、審査請求人に通知をいたします。

一方、協議の結果、「非公開部分の全部を非公開のままとする」または「非公開部分のうち一部分のみ公開する」と決定した場合、本日の会議に、教育委員会会議規則第13条第1項の規定に基づく動議「公文書部分公開決定に対する審査請求に係る横須賀市情報公開審査会への諮問について」を提出していただき、同第13条第2項の規定に基づき議題としていただきます。委員の質疑及び討論の後、論旨が尽きたと認められたとき、採決をしていただきます。会議終了後は、遅滞なく横須賀市情報公開審査会に諮問することとなります。

協議に入る前、協議の概要と方法についてご説明をいたします。

協議の概要ですが、情報公開条例第7条では、「公開請求があったときは、非公開情報を除き、当該公文書を公開しなければならない。」と規定されています。また、非公開情報に関しては、第1項第1号に「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人が識別され得ないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定されています。

今回の寄生虫卵検査の検体紛失について、6月20日の公文書部分公開決定では校種に係る部分を含んだ学校名、年・組を非公開情報としていますが、どこまで公文書を公開することができるのか、「個人が識別される、又は識別され得る、若しくは個人を特定され得ないが、個人の権利利益を害するおそれがある」ことが生じるのはどの情報を公開することによるのかを協議していただくこととなります。

次に、協議の方法ですが、公文書は原則として公開し、非公開は必要最小限にとどめるという条例の趣旨、また6月20日付けの公文書部分公開決定の趣旨、また審査請求の趣旨から、1点目としては、非公開部分の全部を公開する、2点目としては、非公開部分の全部を非公開のままとする、3点目として、非公開部分のうち審査請求の理由にある校種に係る部分のみ公開する、の3つの場合に分けてご協議をいただきたいと思います。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

# (青木教育長)

このたび、教育長である私に委任されている事務に係る処分に対して、審査 請求がなされました。審査請求に関することは教育委員会の権限となっており ますので、教育委員会会議の場で協議することになります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項で、教育長は全ての会議への出席を義務づけられております。また、委員として同法第13条第5項に規定する議事への参与できない項目にも該当いたしませんので、私が退席す

ることは許されないと捉えておりますが、本件が、私が行った処分に対して私 が意見を述べることは、審査請求に関する対応の公平性を欠くおそれがありま す。

つきましては、この後の協議や審議、採決について、私は加わらないことと させていただきたいと思います。ご協議お願いいたします。

## (齋藤委員長)

ただいま、青木委員から教育長としての立場で行った処分に対する審査請求 について、これを再審査する協議、審議、採決には加わらないという旨の申し 出がございますが、委員の皆さん、何かご意見はございますでしょうか。

### (意見等なし)

### (齋藤委員長)

それでは、青木委員は本件に関するこの後の協議、審議、採決には加わらな いと決定いたしますが、よろしいでしょうか。

## (各委員)

異議なし

### (齋藤委員長)

それでは、本件に関する協議、審議、採決は、残りの委員4人で行わせてい ただきます。

それでは、ただいまから、公文書部分公開決定に対する審査請求について、 当該公文書を公開することの適否の協議を始めます。

事務局から説明がありました3つパターンがございまして、1、非公開部分の全部を公開する、2、非公開部分の全部を非公開のままとする、3、非公開部分のうち審査請求の理由にある校種に係る部分のみ公開する、この3つのパターンがございますが、これにつきまして委員の皆様からのご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

### (三浦委員)

先ほど、今ここで聞いたほうがよかったのですが、もう一度すみません、全部を公開した場合に、それがどのような具体的に被害になるかとお考えでしょうか。

## (学校保健課長)

先ほどと繰り返しになってしまいますが、全てを公開した場合には、情報公開条例が定める個人が識別される状況になるというふうに考えております。

## (三浦委員)

ということは、要するに業者が紛失したものが、今現在どういう形で残っているかもわからないし、誰がどういうふうに把握しているかもわからないです。そういうところで特定の個人がはっきりとしてしまうと、要するに、それは重大な個人情報になり得ると、そういうふうにお考えということですね。要するに、何々学校の何年何組に何々君がいるとかという問題だけではなくて、そういう具体的に紛失されたものについての情報だということで、今のようにお考えということでよろしいのでしょうか。

## (学校保健課長)

誰のものがなくなったかということが識別される状態になってしまうという 判断をしているところでございます。

# (森武委員)

ただいまの質問で、非公開部分を全部公開するということは、そういう意味では識別されて、識別された個人に対して権利を害するということで公開できないとしたときに、残りの2つなのですけれども、1つは非公開部分を全部非公開にするとこのままだと思うのですけれども、もう1つ、今回の件に関して非公開部分のうち校種にかかわる部分を公開した場合に、具体的にそれが学校名を特定することになって個人の識別につながるのかどうかというところは、どうなのでしょうか。

### (学校保健課長)

本件に関しましては、学校種の部分について仮に公開ということになった場合に、個人を識別し得るところまでは到達しないのではないかというふうにも、現時点では考えていることです。

### (森武委員)

そうすると、あともう一点、これまで公表してきた中で、この件じゃなくて他にさまざまな件に対して公表してきたときに、これまでは全て校種を公開したことがないのか、教育委員会としては他の事情のときに校種までは公開したことがあるのか、そのあたりのこれまでの例はどうなっておりますでしょうか。

### (学校保健課長)

学校保健課で直近であった事故に関しましては、その際にはやはり校種を公開しないで公表したというケースがございます。ただ、他の事案につきまして、教育委員会内各課のほうで報道発表等した際には、案件によって校種まで含めて公開をしている案件もございます。

## (荒川委員)

それぞれの事案について、やはり教育委員会としては、ケースごとにここまでしたら、個人にかかわるところがわかってしまうということを、慎重に見きわめながら校種についても今まで公開したりしなかったりというような形でやられてきたということになるのですね。

## (学校保健課長)

そのケースごと、各課できちっと判断をして対応してきたということでございます。

# (三浦委員)

そうしますと、この最初の校種を明らかにしないというのは、判断されたときには、例えば何とか幼稚園とか、特定の数が少ない校種であればもうそれだけでわかってしまうけれども、今回は違うという、それには相当しないからいいだろうという、もう一回判断し直そうかという話に聞こえるのですけれども。やはりそうしますと、学校がいっぱいある校種だから、案件も案件だからそこまではやってもいいだろうと、そういうふうに考えるか。

その最初の判断、私は決して間違っていないと思うのですよね。ただ、改めてこうやって公開請求が出されると、そのケースごとに評価しなきゃいけないと考えられますので、そうすると今回は、もし校種を明らかにしても特定の数少ない校種でなければ仕方ないのかなという、今の話を伺って、そういうふうに私は考えるのですけれども。最初の判断は私、間違っていないと思います。

### (学校保健課長)

三浦委員から今ご意見いただいたように、当初、部分公開の決定をする際には、横須賀市内の市立の学校では、校種によっては学校数が1であったり2であったりということもございます。今回はたまたまそういったことで、どちらかということが決められないような状況ではありましたが、仮に少ない学校だった場合には、当然、今、三浦委員のお話あったように、個人が識別できる状

況になってしまうということも、事務局としましては配慮した上での今回の当初の部分公開決定ということにさせていただきました。

ただ、それは今回の件、それから他の件でも配慮したという前提がございましたので、今回この件について審査請求という形が出ています。ですから、この件についてどうかということで、教育委員の皆様のご意見をいただければというふうに考えているところでございます。

## (森武委員)

本件にということなのですけれども、ちょっと一般論としてもう一つお聞きしたいのですけれども、意地の悪い質問をしますと、例えば「どういうことがありました」という公表をすると、ある意味、小学校か中学校か高等学校かそれ以外の学校かとか、ある種決まってしまうものがあると。そうすると、校種を言わなくても、何々が例えばなくなりましたとか、何々がどうなりましたと言った途端に、自動的に学校名がわかってしまうようなケースがあったときには、そうすると公表自体をしないということもあり得るのでしょうか。

## (学校保健課長)

実際、事件・事故等何かあった際には、必ず文書というものを、報告書なり作ります。そうすると、公表するかしないかという全体の判断ももちろんあるわけですけれども、それに伴ってつくった文書については、公文書ということで必ず公開の請求が来るようになると思います。並行して、それをどのように公開していくかというところを、教育委員会の中で事務局の中で判断していくわけですけれども、今のご質問があった案件の場合であっても、ちょっとすみません、そのケースが今すぐぱっと浮かばないのですけれども、何か事件・事故等あった際に、公表を全くしないということはないのではないかと。何らかの工夫をしながら、公表はすることになるのではないかと考えております。

### (森武委員)

確認したかったのは、例えばある校種でしか起こらないようなことがあって、何が起こったかを書けば自動的に校種がわかると。そうすると、校種が横須賀では1校しか持っていないものであれば、それは自動的に校名を公表したのと一緒になると。そうすると、今みたいな事案でいうと、校種がわかって学校名がわかれば個人が特定されると権利を侵害するということになったときには、それは場合によっては全部公開できないということもあり得るのかなと思ったのです。

今は校種を公開するかしないかですけれども、それ以外にケースによっては、

もう少しもっと公開できないことがあり得るのかという、そこをお聞きすると、 今回の判断にも少し使えるかなと思ったのでお聞きしたので、ちょっと想定外 の質問かもしれませんけれども、もし答えられれば答えられる範囲でお答えい ただければと思います。

## (学校保健課長)

実は過去に今、委員ご指摘あったような、その校種の学校でしかないようなことで事故が起こって、それを公表したことがございます。それは結果として、そこに載っている言葉を見れば、その種の学校でしかやらないと、知っている人は知っている。皆さんが知っているわけではないのですけれども、知っている人は知っているというような状況で、公開をしたことがあります。

# (森武委員)

そうしますと、今そういうような公開したケースもあると。その中身によると思うので、それによって仮に特定されたときにその方が受ける被害の量とかいろんなものがあるので、それはケース・バイ・ケースで考えるということで、例えば校種を今回公開すると決めたときに、今後必ず公開しないといけないというわけでもないし、逆に今回校種を公開しないといった場合に、必ずずっと公開しないわけでもないという。やはり今回のケースに限って判断しないと、それはやむを得ないという理解でよろしいわけでしょうか。

### (学校保健課長)

この件に対する審査請求ということで来ておりますので、今、委員がおっしゃったような、この件に関してということでご判断をいただくような形になると思っております。

### (齋藤委員長)

今、委員の皆様方からいろんなご意見が出ておりまして、私も教育委員会に対するこういう情報公開の請求は、多分この後はどんどん増えることはあっても減ることはないと思うのです。そうすると、これまでは個々のいろんな判断でやってこられたことでも、やはり一応教育委員会全体として、まず原則こういうことだけはしっかり押さえましょうねということは確認したいと思います。それは簡単に言ってしまえば、児童・生徒の権利が侵害されるとか、そういうことはとにかく防がなければいけないということだろうと思います。一応そういう、とにかく原則はちゃんと教育委員会全体として確認する。

ただ、個別のケースの場合は、もう非常に個々の事案ごとにいろんな条件が

あると思いますので、そういうときはやっぱりそれらを勘案して、原則で決めたらもうこれしか動きませんということではなくて、やはり原則はきちんとしつつ、その件ごとにやはり判断をせざるを得ないのかなというふうに思っておりますが。

一応とにかく教育委員会としての共通の何かこう理解のようなものは、この際これを機会にちょっと押さえていたほうがいいかなというふうに考えております。

## (森武委員)

そうしますと、質問は大体させていただいたので、意見という形になるのかもしれませんけれども、今、委員長がおっしゃったみたいに、基本的にはルールを決めることは私も賛成です。それで、ルールというのは、この公開法の趣旨に従えば、可能なものは可能な限り公表するということだと思います。

そうすると、校種まではということは原則なのですけれども、ただ、校種を公開することが非常に不利益につながるような場合は校種を制限すると。で、今回は校種を公開してもそこまでの支障がないということであれば、今回については、今後の原則になるのかもしれませんけれども、校種まで公開するという、一部公開に私は賛成したいというふうに思っております。

### (齋藤委員長)

それでは、それぞれにつきまして委員の皆様の意見も出そろったようですので、審査請求に対する協議をまとめたいと思います。 3 つパターンがございまして、それぞれについてお諮りいたします。

では、1つ目の、非公開部分の全部を公開するということについて、ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

### (挙手なし)

#### (齋藤委員長)

では、2つ目の、非公開部分の全部を非公開のままとすることについて、ご 賛成の方は挙手をお願いいたします。

### (挙手なし)

### (齋藤委員長)

では、3つ目の、非公開部分のうち審査請求の理由にある校種に係る部分の

み公開する、それについてご賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

# (4名総員挙手)

# (齋藤委員長)

それでは、非公開部分のうち審査請求の理由にある校種に係る部分のみ公開することに対して、委員の賛成が多くありましたので、これを協議の結果といたします。

教育委員会会議規則第13条の規定に基づく動議「公文書部分公開決定に対する審査請求に係る横須賀市情報公開審査会への諮問について」を提出いたします。

この動議を教育委員会定例会の議題としたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

### (各委員)

異議なし

## (齋藤委員長)

では、この動議を教育委員会定例会の議題とし、議案第44号といたします。 事務局は議案の配付をお願いいたします。

### (議案第44号を配付)

## (齋藤委員長)

それでは、議案第44号『公文書部分公開決定に対する審査請求に係る横須賀市情報公開審査会への諮問について』、ご説明をいたします。

先ほどの協議の結果、当該公文書の公開に係る決定については、6月20日付けの公文書部分公開決定の処分内容を一部変更するものとなりましたが、非公開部分の全部の公開ではありませんので、情報公開条例第17条第1条の規定に基づき、「公文書の部分公開決定に係る審査請求について」により、横須賀市情報公開審査会に諮問いたします。

なお、ただいまの協議により、校種に係る部分は公開することとなりました ので、諮問書にはその旨を付記いたします。

諮問の後、情報公開審査会諮問決定通知書により、審査請求人に諮問した旨 を通知いたします。 質問・討論なく、採決の結果、議案第44号は、「4名総員挙手」をもって、 原案どおり可決・確定する。

## (齋藤委員長)

この確定により、横須賀市情報公開審査会に諮問するとともに、審査請求人に対して情報公開審査会諮問決定通知書により諮問した旨を通知いたします。

諮問後になりますが、横須賀市情報公開審査会での調査、審議を経て答申を 受けることになります。答申を受けたときは、これを尊重して速やかに審査請 求に対する決定を行い、審査請求人に通知することになります。

では、これをもって、公文書部分公開決定に対する審査請求に係る審議を終了いたします。

それでは、出席いただきました学校保健課係長の退席をお願いいたします。 お疲れさまでございました。

学校保健課係長が退場

(理事者報告なし)

委員質問

# (森武委員)

それでは、姉妹都市へ派遣する交換留学生の市立横須賀総合高等学校の枠の設定についてということで、先月の定例会の前にご説明いただいたのですけれども、議会への報告があるということで、それまでは公表しないでほしいということでしたので、今回議会への報告が終わったということですので、質問させていただきたいと思います。

この交換留学生の枠を総合高校につくるということで、この枠の設定がなされた経緯等についてまず簡単にご説明いただけますでしょうか。

### (教育政策担当課長)

検討委員会の答申を受けた後、その答申の中に、「国際社会において活躍できる自立した国際人となることのできる学校」という目指す学校像、それから、短期的取り組みについて、「文部科学省でも高校生の海外留学の促進を図っており、留学しやすい環境を一層整えていく必要がある」というような答申を受けまして、その答申の中身について、速やかにできるものについては速やかに取りかかってくださいというような旨の答申をいただきました。

それを受けまして、当委員会に答申について報告の後、横須賀総合高等学校の国際教育の充実ということで、教育長名で横須賀市長宛てに、総合高校の国際教育の充実についてご理解、ご協力をいただきたいという旨のお願いをいたしました。そうしたところ、政策推進部国際交流課から、現在4姉妹都市で行っている交換学生8名のうち4名を総合高校枠ということとしたいというお返事がありました。

それで、議会のほうに、政策推進部の国際交流課が属しています総務常任委員会、並びに教育委員会が属しています教育福祉常任委員会のほうに、それについての一般の報告を行ったといったところが今の経過でございます。

# (森武委員)

実はこの話は、8月22日開催の先月の臨時会の前にご説明いただいて、それはちょっと趣旨が違うのではないですかという発言をしたところ、もう既に決まっていることだというようなご説明があって、市議会への報告後に質問するのであればしてくださいという話になったと思うのですけれども、実際に今の話ですと、答申が出た後に教育長から市長に対して依頼を出されたということで、市長からの返答というか市長部局からのお答えが今回の4名であったということなのですけれども、それは具体的にはいつ依頼を出されて、いつ返答があったのでしょうか。

### (教育政策担当課長)

教育長名で依頼をしましたのは、教育委員会の8月臨時会後の、同日の8月 22日付で提出いたしました。

### (森武委員)

なるほど。わかりました。

そうしますと、もちろん事前の調整とかあると思うのですけれども、私が8月22日の臨時会前に聞いたご説明では、もう既に決まっていることだというふうなご説明をされたと思うのですけれども、それは正式に依頼される前であるにもかかわらず、そういう形で既に決まっていることだというふうに言われたというような、ちょっと矛盾しているような気がするのですけれども、そのあたりはどういう整理でよろしいのでしょうか。

### (教育政策担当課長)

正式というか、向こうとしての考え方について、8月の答申を受けた段階で、 当然答申が出ましたということで、国際交流課のほうにも情報提供ないし一応 伝わっているわけでございまして、その中で向こうとしては8名枠のうち4名 をというように考えているということを聞きました。

# (森武委員)

そこ、大事なところだと思うのですけれども、まだ正式にお話、もちろん内 諾というか内々の調整があったことは事実で、それは私、否定するものではな いと思うのですけれども、22日の朝、確かに時間がなかったので、短時間のや りとりだったと思うのですけれども、もう既に決まったという説明だったので、 てっきりもうそれは正式に依頼をして正式に回答が来ているから、これはもう 一切変えることができないという理解だと思ったのですけれども、実際にはそうではなかったということでよろしいのですか。

# (教育政策担当課長)

私が「決まった」という言い方をしましたのは、はっきり言って言い方がまずかったという部分もあるかと思います。ただ、市長部局の政策の部分でございますので、それについて私ども教育委員会事務局としては、向こうが決定したことについて、中身についておかしいのではないかとか、中身について批判をするということについては考えていませんでした。そういう意味で決まったことというふうに私は発言をしてしまったと思います。

#### (森武委員)

しつこく聞いていて申し訳ないのですけれども、実はそのときに、まだ正式な依頼が出ていないのであれば、あのときにもう少し我々の中で議論させていただければ、内々の話ですので、そのときにもし、するとこういう形で表のところでこういうことを言う必要がなかったので、それは非常に残念だなと思っております。

それで、趣旨として、私はこれについては再検討してほしいなというのが趣旨で今回質問させていただいているのですけれども、それで議会のほうでも、 委員会ですか、で報告されたときにはどんなような様子だったのでしょうか。

### (教育総務部長)

今、課長が説明をしたように、教育福祉常任委員会と、総務常任委員会のそれぞれの委員会で連名で報告を出して、そこでいろいろご意見いただきました。何人かの委員さんからは、今まで8名を公募というか試験で公平に選んでいたものを、4名分という枠を初めから総合高校枠ということは、やはり不公平ではないかというご意見もいただきましたし、そこは総合高校の改革ということ

とはちょっと趣旨が違うのではないかという意見もいただきました。

# (森武委員)

まさに私もそれとほぼ同様の意見なのですけれども。それで、実績のほうなのですけれども、過去の実績、把握されている範囲で構わないので、総合高校から実際この、今まではオープンに応募されて、何名ぐらい行かれているのでしょうか。

## (教育政策担当課長)

国際交流課にいただいている資料の範囲でお答えします。

5年分を言いますと、平成22年度、応募者総数42名に対して総合高校はうち6名応募しまして1名派遣されています。平成23年度は、応募者総数24名に対して総合高校2名で、派遣数はゼロでございます。平成24年度は、応募者総数41名に対して、総合高校が4名で、派遣は1名。平成25年度は、応募者総数35名に対して、総合高校が3名、派遣は1名。平成26年度は、今年度ですけれども、応募者総数47名に対して、総合高校が2名で、1名が派遣されております。

## (森武委員)

詳細な資料ありがとうございます。

それで、全体の応募者は少ないときもありますけれども、40名から50名近く おられて、総合高校の応募者もちょっと少ないような気がするのですけれども、 実績としては1名ないし0名ということなのですけれども、この状況の中でい きなり4名にされると、やっぱり不公平感が出てくるのかなというふうに思う のです。それで、もちろんそういう機会を通していろんな交流を図りたいとい うことでお申し出いただいた。もちろん向こうとしては、教育委員会あるいは 総合高校のためと思ってお申し出いただいた話だと思うのですけれども、やは りそのときに実際行く人が、去年まで1人しかいなかったけれども、ことしは 4名、総合高校の枠だから4名行けてよかったよね、という話をされると、そ の人たちのプライドの問題にもなりますし、総合高校がやはり4名を、一般で 応募して4名行けるような実力をつけていくということが大事で、これが高校 改革の目的だと思うのですけれども、それをいきなりその努力を始められて結 果を出す前に、先に枠が来てしまいますと、公平に選んでも4名選ばれたのか、 いや、公平に選んだら4名いなかったけれども4名になったのかというところ がわからないままこういうのが進んでいきますと、そういう何か不公平感だけ が進んでいくような気がして、ぜひ、これは私の個人的な委員としての委員1 人の意見なのですけれども、もしほかの委員の方にも、ご意見もしいただける

のであったらいただいて、それがもし多数であるようであれば、もう少し再検 討する余地はないのかなということをちょっと今回ご相談というか聞かせてい ただきかったと思っております。

# (齋藤委員長)

今、森武委員からほかの委員の皆様のご意見をもし伺えればということです が、いかがでございましょうか。

## (荒川委員)

質問としていいですか。総合高校側はこの4人の枠についてもうご存じなのですか。その取り組みとか、もしどういうふうな受けとめ方で、というようなところも含めてちょっとお聞きしたいなと思います。

### (教育政策担当課長)

校長にだけはお知らせはしてあります。

## (荒川委員)

やっぱりそれだけの枠があるということについては、言い方がちょっと難しいのですけれども、今までの応募数をお聞きして、今年が2人で、去年が3人の応募というと、その4人の枠に、果たして応募があるのかなということも含めて、学校がどう取り組まれるのかなというところもちょっと今、心配になりました。

## (教育政策担当課長)

特段、数につきましてはコメントはございませんでした。ただ、高校としては、ありがたいお話だということでした。

# (三浦委員)

この前突然お話伺って、私もどっちかというと公平な。要するに今まで、5 倍以上の年もあったわけですよね、41人で8人という。ですから、結構な競争 の中で、みんな行かれていたということを考えますと、ある日突然減らしちゃ ったというのも何か。もうちょっと何かないのかなという気がしますね。

総合高校のこれからの目玉にしようというお気持ちはわからないわけではないのですけれども、ただ、いきなりもう4人分はこっちにということだと、今までせっかく横須賀在住の高校生が行けていたものが行けなくなったという点は否めないですよね、どうしても。

## (齋藤委員長)

私も8月22日のときにこれを伺って、決定だとそれこそ伺ったので、決定してしまったのを今さらと思ったのですけれども。まず、正直私は、政策推進部がやっていることで、お金はあちらの予算でおやりになるということなので、それにしても総合高校に関することで、教育委員会というか我々のところに何もなかったのかなというのが、「やはりそういうものなのかな」という正直まず、そういう気はしました。

私も今、数を特に伺って、これが例えば総合高校枠を1にするというなら、 それは大体現行に合っていて、それ以外は実力で試験でというのなら、よその 総合高校以外の学校からは多分文句も出ないと思うのですが、今まで応募者数 ですら、5年間のうち4を超えたのが2年しかなくて、2とか3とか言ってい るところに枠だけ突然4というのは、これはちょっと不公平だなというふうに、 やはりよそから見ればこれはもう当然思うだろうなという気がします。もしそ の決定というのでもうこれは動かないということであれば、とにかくオープン に試験をやっても、総合高校の生徒さんが実力で4人通るようにそういう指導 をやっていただくという、もうそれを至上命題にしていただかなければしよう がないと思うのですが。

これは、せっかく総合高校のためにこういうことを政策推進部のほうで決めてくださったということに文句を言っているようで何なのですが、これはもう本当に動かないのですか。それとも教育委員会としてもうちょっと、むしろ総合高校のほうにもう少し実力を先につけていただく、それを高校の目標にしてくださいというふうにして、将来的には、誰が見ても8人のうちの4人は毎年必ず総合高校の生徒さんが行くから、それで妥当じゃないというふうに思えるようになるまで待っていただくというようなことは不可能なのでしょうか。

### (教育総務部長)

今、森武委員と齋藤委員長がおっしゃっていた高校の改革ということでは、 実力をつけるというところで学校が頑張るという見方も一つ、当然あろうかと 思います。

もう一つは、先ほど課長が説明したように、答申の中では、国際人ということで留学しやすい環境をつくりなさいということが入っているので、これはちょっと考え方が間違っていたらすみません、そういったところでは、環境づくりというところではその枠組みをつくってあげるというのも、手段の一つとしてはあるのかなということは思っています。

議会のほうでは報告という形で今挙げていて、最終的にこちらの教育福祉常

任委員会が先に終わって、国際交流課のほうの総務常任委員会が後でやったのですけれども、最終的には反対の方もいらっしゃって、その後は教育委員会とまた協議をして検討しますということで締めくくって答弁をしていましたので、このこと自体はちょっと今後どうなるかわからないのですけれども、一応、市の一般報告、市の今回の議会のところで現時点での方向性ということで一般報告しましたので、現時点では決まりで、市長部局のほうで決定した事項ということで報告してあるとは思うのですけれども。ちょっとそういう意味では、どういう形になるかというのは、今後ひょっとしたら変わる可能性もあるかなとは思っています。

## (青木教育長)

今、課長、部長、それぞれお答えさせていただきましたし、各委員さんのお考えも伺いました。この委員会では、私の名前で市長部局に対して、横須賀総合高校の、ある意味答申にうたわれた国際化の推進、あるいは留学しやすい環境づくりという中でご配慮願いたいということを申し述べて、市長のほうで今まで8人のうちの4人ということをご検討いただいて、議会にそのご提案をしていただきました。私のところでの質問では、他の横須賀市の高校生に対して不公平だと、どう考えるかというご質問をいただいたわけで、私はその不公平だという観点では不公平かもしれませんと答えました。しかし、たった一つの市立高校のあり方を、さらに特色あるものにしていく設置者としては大変ありがたい申し出なので、私としては大変ありがたく受けとめたいという答えでお答えをしてまいりました。

そこでは、それによって何がいいのかというような質問に至りませんでしたので、委員会での質疑はそこで終結をしているわけですけれども、もしさらに進んだご議論があれば、私としては、昨年で言うと、横須賀市民という応募資格の中で総合高校は1人かもしれませんけれども、実際に横須賀市内の高校でも3名しか行っておりません。で、市外の高校が5人ということであります。総合高校を除いても、横須賀市に郷土愛を持って横須賀の学校に進学している子が3人しか行っていません。この留学をした後の付帯条件で、報告会をすれば留学をしたということが果たせるわけであります。もし総合高校がきちっと指導をしながら、この枠が了解いただいて4人行けるとすれば、全てが横須賀市の総合高校の、教育委員会のいわゆる管理下にあるわけですので、その子たちが帰ってきた後に、学年集会で経験を話しなさい、あるいは市立中学校に行って集会で経験を話してきなさい、外国に留学することにどういう意味があるかというようなことは、総合高校の子どもであれば、他の学生あるいはそれに続く中学生、小学生に対しての波及効果は大きいと思っております。市外の学

校の子に対しては、そういうことは全く、私の中では当然命じることもできませんし、お願いをすることもできないということを考えれば、行った後の子どもたちの、あるいは横須賀市の学校に対する波及効果はさまざまなところで効果がある、派遣者、留学生を、使えるという言葉は適当じゃないかもしれませんけれども、活用ができるという部分でも、横須賀市の政策推進部の配慮については、私はありがたく受け取って、その好意をきちっと還元するように、子どもたち、学校に伝えたいというふうに思っています。

# (森武委員)

教育長が今、お話しいただいて、ありがとうございました。前半の部分は私、全く賛成です。それで、前半の部分は賛成なのですけれども、後半の部分なのですけれども、例えば今年度であれば、総合高校は2人しか応募していない。もとから総合高校というのは国際的なものをいろいろ頑張りましょうということで、それはもう別に今回高校改革があったからじゃなくて、もとからやっていたと。しかも、これはずっと方向性が出ているわけですから、それなりに見ていればわかると思うのですけれども、その中で平成26年度、2人しか応募していないというのは、これはどういう状況なのでしょう。それは、もともと行きたい人がいないということなのですか。どういうことですか。

### (教育総務部長)

たまたまこの姉妹都市に応募という形ではその人数なのですけれども、そも そも教育委員会の予算の中で、短期留学といって、エラノラ高校に交流をして いるのですけれども、平成25年度の実績でいけば希望者数19名ということで、 希望する方というのは結構人数的にはいらっしゃるだろうとは思っています。

### (森武委員)

そうしますと、そちらには何人行けるかわからないですけれども19名応募されていて、こちらには2名しかないというのは、こちらには余り魅力がないということなのですか。それはどういうことなのですか。

### (教育総務部長)

今、こちらのほうの短期留学というのは、付き添いの先生が2人いて、集団で行って2週間いろんなところに、学校に行って、帰ってきます。姉妹都市は、1人でぽんと行かされてしまいますので、そこが環境的には全然違うということもあって、そこの選択肢というか、そういうこともあると思います。

## (森武委員)

そうすると、現状で、もしそれを今の部長の見解が総合高校の生徒さんの見解であるとすると、引率の先生に連れていただいて、みんなで行くことについてはそれほど敷居が高くないけれども、特に市外、いろんな方と試験を受けながら、1人でバラバラに行くということで、1人で行動されるというのはなかなか自信がないということかわかりませんけれども。

そういう中で、応募者は、今日私は初めて聞いたのですけれども、5年前には多かった、6名いたのですけれども、今、2人とか3人で推移しているという中で、当時の応募者より、今度割り当てられた枠が多いというのは、やはりちょっと何か違うのではないかなというのが一つです。

あともう一つ、教育長がおっしゃった中で、私、一つだけ少し違うなと、違うというか私の意見と違うなと思ったのを言わせていただきますと、市外の学校に行っている方が横須賀に郷土愛がないのかというそういう、ちょっと今、場合によっては私にとっては断定的に聞こえてしまったのですけれども、いろいろな、横須賀市内にいい高校があれば、横浜にもほかの市にもいい高校、それぞれ行きたいという高校がある中で皆さん選ばれているので、市内に行った高校生には横須賀市の郷土愛があって、市外の高校に行った人には郷土愛が余りないという議論は少し乱暴な議論ではないかなというふうに思っています。

それで、あとは政策推進部国際交流課のほうでやられているので、我々が言うことじゃないですけれども、報告会を義務づけられているという話ですけれども、報告会とか、あとそれ以外に、例えば総合高校というより横須賀市内との連携ということで、例えば行かれた方が市民、横須賀市在住の方ですから、当然、市内の中学を出られた方もいると思うので、そうするとそういう中学に出向いていってやってくださいという事業を、仮に教育委員会と共同でやるとかですね。それはもちろん、命令は教育委員会としては一切できないと思うのですけれども、そういう教育委員会と国際交流でコラボして、いろんなことをやられる可能性はあるのかなという気がします。

ここで何か唐突感を持って枠を設定するということが、もちろん今、教育長がおっしゃったみたいに、総合高校としてプロジェクトができるということで、プラスの面ももちろんあるかと思いますけれども、それよりも不公平とかそういう、ほかから見たときにということを考えたときに、プラスとマイナスを見たときに、私は、すみません、正直言ってマイナスのほうが少し大きいのかなという気がしたので、今回ちょっとまた話題に上げさせていただきました。

そこの部分が今後、もう既に話が始まって、例えば議会の報告も終わっているということで、どう推移するのかわからないですけれども、教育委員会として本当に、向こうが言った話だから手は出せないし、向こうが言ったことだか

ら、総合高校に利益はあるのだから、他のバランスを考える必要はなくてありがたいというだけでいいのかというところはもう少し考えたほうがいいと思うのですけれども、それはいかがでしょうか。

## (教育総務部長)

今、森武委員がいろいろとご意見いただいてありがとうございます。森武委員と同じような考え方の方も当然いらっしゃいますし、私のような、市長部局のほうでそういう機会を設けていただけたのでありがたいと思っているというところも、ご意見の方もいらっしゃると思いますので。あとは、今の整理をどういうふうにつけていくかというところだと思うのですけれども、その辺はすみません、教育委員の皆さんがそういう意見をお持ちだということは当然、国際交流課のほうにも伝えていきたいとは思います。あとは、今の形をどうするか、議会との関係もありますので、そこはちょっと今後調整というか課題であろうかなと思います。

## (三浦委員)

先ほどから出ているのですけれども、応募者が非常に少なくて、それで1人で行かなければいけないと。そうすると、ある程度、語学力にしても生活力にしてもきちっとしたものを持っていないと行けないですよね。そうすると、この応募状況から見て、4人枠を増やしましたけれども、本当に行けるのかどうかがちょっと心配なのですね、正直なところ。

### (教育総務部長)

人数については、確かに姉妹都市というのは過去5年、6年、だんだんちょっと応募者も少なくなってきているという現状はありますけれども、先ほどご説明した、独自のこちらでやっているところの中では、何十名かから希望がありますので、潜在的にそういった環境に身を置いて、国際的な何かを身につけるという希望を持っている学生さんっていっぱいいると思います。そこを引率されてみんなで行くのか、それとも単独で自分1人で行ってやるのかというところの差も当然すごくあって、選択する基準というか、そこの選択するような項目になっていると思いますので、そこのところはぜひ、姉妹都市に1人で行って生活してということの後押しになれば、そこはそこで、姉妹都市というのは枠をもらったというのはすごくありがたいなというふうには思っているのですけれども。

### (三浦委員)

ちょっと混乱しちゃったのですけれども。その8人というのは、どういうスタイルで行かれるのですか。8人皆さん同じじゃなくて、中身によって違うのですか。

# (教育総務部長)

姉妹都市が4つありますので、そこに2人ずつ行くのですけれども、そこが 2人で行くのか1人で行くのか、ちょっとすみません、そこ把握し切れていま せん。

# (三浦委員)

さっきの大勢の希望者があるという話とは別ですよね、この枠は。

# (教育総務部長)

それは、教育委員会の予算の中で同じ留学というのがあります。それは、引率の先生が2人で、十数名の生徒さんを一緒に連れていって、あちらで学校に行かせて勉強させるというようなことが、大きくは違うところです。

# (三浦委員)

今、この8人の話をしているので、それは全然違うお話ですよね。

### (教育総務部長)

そうですね、違う話なのですけれども、留学という希望を持っている学生が 少ないかというと、そうではないという説明を、すみません、差し上げたとい う理解です。

### (森武委員)

今のお話ですと、多分、短期というのは結構行っている方も多いのではないでしょうか。独自で教育委員会がやっている短期留学というのは、派遣している数も多いのではないでしょうか。

### (教育政策担当課長)

先ほど言いましたように、2週間で約20名行っています。

### (森武委員)

20名行っているのですか。

### (教育政策担当課長)

はい、オーストラリアのほうに。

# (森武委員)

今、でも部長は希望者が19名しかいなかった、19名の中でと言ったので。

# (教育政策担当課長)

19名で間違いないです。

## (森武委員)

それは行った数なのですか。

# (教育政策担当課長)

25年度の数字です。

## (森武委員)

それは、応募した人が19名ではなくて、行った数が19名。応募した人はもっと多いということなのですか。

### (教育政策担当課長)

すみません、資料が手元にありません。

### (森武委員)

そうですか、わかりました。

それで、もし19名行かれているとしたら、これたしか短期も2年に1度でしたっけ、毎年ではないですよね。2年に1度、違いましたっけ。

# (教育政策担当課長)

本市のほうからは毎年、向こうからは隔年できています。

### (森武委員)

短期も毎年行っているのでしたっけ。

### (教育政策担当課長)

はい。

### (森武委員)

そうしますと、毎年約20名行かれているわけで、例えば1年次に行ったり2年次に行ったりするわけですから、それだけの人がいれば、もっと応募者が多くていいはずだと思います。例えば1年次のときに連れていってもらったけれども、3年次はわからないですけれども、2年次ぐらいだと少し、この国際交流がやっているほうに応募しようという。でもそれが、現実にはないわけですよね。ですから、実際引率されている人が19名行っているから希望が多いので、ここに枠を与えればすぐうまくいくという話とは何かちょっとつながらないような気がするのですけれども。

ですから、三浦委員おっしゃったみたいに、高校が設定している短期の留学、 みんなで行くツアーみたいなものと、1人で姉妹都市に行くというのは全く別 の、同じ留学というか、留学でもないのかもしれませんけれども、外国派遣と いうのはかなり違う性質のものだと思うので、そうするとますますこの4名と いうのは本当にどうなのかなというところにもなってくると思うのですけれど も。

## (齋藤委員長)

教育長や部長や課長がおっしゃるように、この総合高校にとって大変ありがたいお話であることはもう重々そのとおりなのです。さっき荒川委員からご質問があったように、この後整理していくに当たって、総合高校としてはどうなのというところをやっぱり、総合高校の本当に、例えば4名枠が来て、ちゃんとそれにふさわしい生徒さんを4名推薦することができるのか、それともやっぱりその4名みんな埋めるには、いや、総合高校としては正直何年か先の猶予をいただいたほうがいいということなのか。校長先生まではお話が行っているということはさっき伺ったのですけれども、総合高校としてはどうなのというのは、ちゃんとお聞きになったほうがいいのではないかと思うのですが。

やっぱり4名の枠をいただいたのに埋まらないというのが、一番何かまずいのではないかという気もいたしますし、無理して埋めるというのもそれもまたそれで問題があると思うので、やっぱり総合高校が自分の学校の実績はご存じでしょうから、総合高校のご意見というのもぜひお聞きいただいたほうがいいと。

### (教育政策担当課長)

今後、高校の校長、教頭含めてお話をしてみたいと思います。

### (森武委員)

もう一点だけ言わせていただきますと、例えば今でも応募者少ないので、4 名は総合高校の中から確実に選ばれるとなると、応募者出てくるのもある、ま たそれはそうかなと思います。

ただ、別の4名というのは、総合高校以外のところから選ばれる4名というのは、これまでよりもさらに倍率が高くなった中で選ばれる方ですので、その方たちと総合高校の中で選ばれた方たちが、別に実力を比べるわけじゃないですけれども、見たときに明らかに差が出てきてしまった、出てくるようなことになってしまえば、それはやっぱりこれは総合高校の名誉のためにもよくないことだと思うのです。

ですから今の話でいくと、もちろん総合高校がこの枠をもらえば頑張って、他を勝ち抜いてきた方にも負けないぐらいもっとすばらしいことをやっていただければ、それはそれで私の単なる取り越し苦労なのかもしれませんけれども、今の現実の状況の数値を見ている限りは、なかなか厳しいところも多いですし、これは本当にありがとうございますでいい話なのか、教育ですから、枠もらってありがとうございますだけではない世界もあると思うので、そういうことももう一度検討いただければなというのが私の趣旨です。

動き始めているものなので、これをもう全部とめてくださいというのはなかなか正直、すぐには難しいのかもしれませんけれども、そういう意見も少し踏まえた上で、教育委員会というか事務局ですね、教育長初め事務局としてもご検討いただきたいなというのが私の趣旨なのですけれども、いかがでしょうか。

### (教育総務部長)

そもそも、この事業というのは当然市長部局の事業でありますので、こちらのほうから意見は出せると思うのですけれども、これはだめだとか当然言えないことであります。ただ、今、森武委員がおっしゃっていたようなところはよく、今後課題になるとは思いますので、結果として埋まらないとか、あるいは無理やりその4人を埋めるという状況というのはやはりよくないと思いますので、その辺は経緯を見守っていきたいと思いますけれども。

当初これで、市長部局のほうがスタートということで考えていますので、そこはまた、教育委員会としても高校と調整をしながらその辺の意向も確認したいですし、そういう意見もあったということは市長部局のほうには当然伝えていきたいとは思います。

#### (森武委員)

今の話でもう一点だけお話しすると、もちろん市長部局は、これはどうですかということはあると思うのですけれども、それは市長部局が言ったから我々

はノーとは言えないことではなくて、それは大変ありがたいお話ですけれども、そこの部分はちょっとこういう状況もあるので、今回はお受けできませんということも本当は答えていいと思うのです。今はその段階を過ぎてしまっているので、少しそれとは違う次元の話をしないといけないですけれども。本来であれば、せっかくありがたいお話だけれども、ちょっと今の状況を見たり、あるいはそういう公平性の観点とかいろんなところを見たときに、もう少し別のお申し出いただけませんか、今回は少し時期尚早なのでもう少し時間をくださいとか、そういうお答えももちろんあっていいのかなと思って。

今の部長の話だと、ちょっとその前後がわからなかったので、私の認識と違うかもしれませんけれども、向こうが申し出たからこちらは無条件で受けないといけないというご説明だとすると、それはちょっと違うのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

### (教育総務部長)

市長部局にこちらのほうから依頼をして、市長部局のほうでよく精査をしてお申し出いただきました。それについては事務局のレベルでは、機会をいただいたということで、ありがたいということで今お受けしたので、そこの時点で森武委員がおっしゃるように、委員会ではこういうふうに、それはちょっと行き過ぎだろうという意見を言うということもあると思いますし、こちらとしては姉妹都市だけじゃなくて、例えば基地内の高校との交流なども含めて事前にも協議をしていますし、そういったところでは進めていきたいと考えていますので、市長部局から言われたから受けなきゃいけないというものではないというのは、おっしゃるとおりだと思います。

### (森武委員)

もう一点だけ。国際交流課としてはいろいろご配慮いただいて、市長部局ですね、やっていただいているので、もちろんありがたい話だと思うので、そこは私別に、そこをまず否定しているわけじゃないということ、それだけはお伝えしたいのと。

あと、そういう例えば市内のベースの高校とかの提携であれば、個人というよりやっぱり高校単位での交流になると思うので、そうするとやはり総合高校がそこに選ばれる理由というのはもう必然的にあるわけですから、市がやろうとしている事業の中で高校単位でやろうとしたら、市立高校が適切であればそれを使うというのは当たり前の話ですので、そこの話というのは全く問題ないと思うのですけれども。

今回、私が少し問題にさせていただいたのは、やはり市民である高校生の中

から純粋に公募していた8名という枠を、トータルの数を変えないまま4名を そのまま総合高校に持ってきてしまったということが、これは与える影響、悪 い影響が、得られる影響、いい影響よりも総合的に考えると本当にプラスなの かなという、むしろ私はマイナスではないのかなと思ったので、この問題を提 起させていただきましたので。決して好意をいただいたことが、余計なことを してくるなという気も全くありませんし、今後もぜひそういうお申し出をいた だいて、ぜひ話し合いの中でいい形にしていただければと思いますので、それ だけ申し上げさせていただきます。

# (三浦委員)

全く同じでして、ありがたいお話であることも間違いないです。ただ現実に、今の高校生が、この総合高校の生徒さんにとっていきなり4名に増やされたら、それを生かせるかどうかというところが、何もディスカッションに入っていないのですよね。今までの実績からいくと、いきなり言われても生かせないのではないかという危惧があるものですから。それはやはりそういう話を、人数を全てそっくり今お受けできるかどうかとかそういったのは、校長先生とか教頭先生とか、そういうところとじっくりと話をして段階的に増やしていくとか、何かそういう配慮があってもいいのではないかと思います。

これはやっぱり、いきなり8名が4名になるよりは、他の横須賀在住の高校生の皆さんにとっても、少しずつ減っていって将来的には8名が4名になるということと、ある日突然、残りはあの高校に行ったという話になると、かなり影響は違うと思うのですよ。生徒さんにとってプラス、ただちにプラスになるかどうかを真っ先に、まず。これが逆目に出てしまったら、かえってまずいですから。

### (齋藤委員長)

今、森武委員からのご発言でいろいろな意見が出ましたけれども、意見を言った委員の気持ちは大体おわかりいただいたと思うので、十分それをご理解いただきながら、今後うまく、今、三浦委員が最後におっしゃったように、総合高校の生徒さんにとって本当にいい結果になるような形におまとめいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長 日程3 議案第42号、日程4 議案第43号は秘密会とすることを宣言。 関係理事者以外の退席を求めた。 6 閉会及び散会の時刻 平成26年9月11日 (木) 午後6時7分

> 横須賀市教育委員会 委員長 齋藤 道子